

美濃市DX推進計画【概要版】

～誰一人取り残さない、デジタルの恩恵を享受できるまち～

基本方針

- 方針1 市民サービスの向上
- 方針2 市役所業務の改善
- 方針3 地域社会の活性化

計画の主体(対象範囲)

★すべての市民 ★すべての事業者等

★美濃市役所(行政) ※美濃市全域

※市役所が一方的に取り組むのではなく、市民や事業者等が自ら取り組むべき事項を盛り込んだ①市民②事業者等③美濃市役所による市民協働型の計画

推進体制

○美濃市DX推進本部

市長(本部長)、副市長、教育長、各部長級職員

○美濃市DX推進協議会

市民、事業者、各種団体、行政、学識経験者 等

計画期間

令和6年1月から令和8年3月まで

主な取組事項

- DX推進による市民サービスの向上
 - ・マイナンバーカードの普及促進・利活用
 - ・行政手続きのオンライン化
 - ・デジタルデバйд対策
- DX推進による市役所業務の改善
 - ・デジタル人材の育成
 - ・業務効率の向上
 - ・ペーパーレス化の推進
- DX推進による地域社会の活性化
 - ・市民に期待される取組
 - ・事業者に期待される取組

本計画の位置づけ

- 本市が推進するDXの方向性を示す総合的な計画
- 美濃市第6次総合計画の施策50「行政サービスの利便性向上と広報の推進」を推進するもの
- 官民データ活用推進計画基本法第9条第3項に規定される「市町村民データ活用推進計画」として位置付け